

受託候補者特定基準

評価項目	評価の観点	配点
1 実施方針等		5
(1)業務実施に対する基本的理解	実施方針が基本仕様書で定めた業務の目的や内容を理解したものであるか。	5
2 実施主体の適格性		35
(1)類似業務の実績	放置防止対策業務に関する経験があり、業務を遂行できる有益な専門知識、ノウハウ等があるか。(ジョイント方式の場合、団体の構成員のいずれかに業務経験等があるか。)	20
(2)団体の経営状況	業務を行うために必要な経済的基盤を有しているか(ジョイント方式の場合、代表構成員は業務を行うために必要な経済的基盤を有しているか)。	10
(3)申請者の所在地	申請者が市内企業であるか、もしくは市内に支店等があるか。	5
3 実施体制等		110
(1)実施体制の妥当性等	各業務に配置する従事者の数は、実施内容に対して適切な計画となっているか。	10
	命令系統、役割分担等の組織体制や緊急時、発注者を含む関係機関との連絡体制が明確かつ適切であるか。	10
	撤去した車両等の情報を一元管理する体制が備わっているか。	10
	放置防止対策全般に関する問合せやクレーム等を受け付ける体制が備わっているか。	10
(2)運営に関する提案	一連の業務を効率的に運用する新たな提案になっているか。	20
	放置防止対策に関する効果的な啓発・指導を行う新たな提案になっているか。	20
	効率的に撤去運搬する新たな提案になっているか。	20
(3)人材育成	業務開始前と、期間中の研修等の計画、内容が具体的なものか。	5
(4)個人情報の取り扱い	個人情報保護に関する考え方と取り組みが明確にされているか。	5
合 計		150